

○ 北海道循環資源利用促進税条例

北海道循環資源利用促進税条例を、ここに公布する。

北海道循環資源利用促進税条例

(課税の根拠)

第1条 道は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源（産業廃棄物のうち有用なものをいう。以下同じ。）の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、循環資源利用促進税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分業者 次に掲げる者であって道内において産業廃棄物の埋立処分を事務又は業として行うものをいう。
 - ア 廃棄物処理法第11条第2項の規定により産業廃棄物の処理を行う市町村
 - イ 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けている者
- (3) 最終処分場 次に掲げるものであって道内に設置されたものをいう。
 - ア 廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同項の許可を受けなければならないこととされていたもの以外のものを含む。）
 - イ 市町村が設置する一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の最終処分場のうち一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の埋立処分の用に供するもの

(納税義務者等)

第3条 循環資源利用促進税は、産業廃棄物の最終処分場への処分のための搬入に対し、当該産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）に課する。

2 前項の規定にかかわらず、循環資源利用促進税は、埋立処分を委託された最終処分業者が当該埋立処分を他の最終処分業者に委託をした場合にあっては、当該他の最終処分業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該委託をした最終処分業者に課する。

(課税標準)

第4条 循環資源利用促進税の課税標準は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合は、容量を計測し、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第5条 循環資源利用促進税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(徴収の方法)

第6条 循環資源利用促進税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、排出事業者が自ら設置する最終処分場においてその処分を行うための産業廃棄物の搬入に対して課する循環資源利用促進税の徴収は、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第7条 循環資源利用促進税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、最終処分業者とする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、最終処分業者のほか、循環資源利用促進税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る最終処分場へ産業廃棄物が搬入されたときには、当該産業廃棄物の搬入に対する循環資源利用促進税を徴収しなければならない。

(申告納入の手続等)

第8条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき循環資源利用促進税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、循環資源利用促進税の課税標準、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関（収納代理金融機関を含む。以下同じ。）又は出納員（収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。以下同じ。）に納入しなければならない。ただし、最終処分場における埋立処分を終了し、又は休止した場合は、その終了し、又は休止した日から1月以内に、その終了し、又は休止した日までにおいて徴収すべき循環資源利用促進税について、申告納入しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(特別徴収義務者としての登録)

第9条 特別徴収義務者は、産業廃棄物の最終処分場への搬入が開始される日前5日（第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者は当該指定の通知を受けた日後5日）までに、最終処分場ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 最終処分場の名称及び所在地並びにその概要

- (3) 産業廃棄物の最終処分場への搬入が開始される日又は特別徴収義務者として指定の通知を受けた日
 - (4) その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、前項の申請書を受理した場合には、当該特別徴収義務者を特別徴収義務者として登録するとともに、当該特別徴収義務者に対しその旨を通知し、及び規則で定める証票を交付するものとする。
 - 3 前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者は、登録を受けた事項に変更があった場合は、その変更があった日から10日以内に、規則で定める登録変更申請書を知事に提出して、登録の変更を申請しなければならない。
 - 4 第2項の規定は、前項の登録変更申請書の提出があった場合について準用する。
 - 5 第2項（前項において準用する場合を含む。）の証票（以下「証票」という。）の交付を受けた特別徴収義務者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
 - 6 証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
 - 7 証票の交付を受けた特別徴収義務者は、特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内に、その証票を知事に返納しなければならない。

（徴収猶予）

- 第10条** 知事は、法第15条の規定による場合のほか、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び循環資源利用促進税の全部又は一部を第8条第1項の期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき循環資源利用促進税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認める場合を除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。
- 2 前項の規定による徴収猶予の申請をする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
 - (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 最終処分場の名称及び所在地
 - (3) 納期限までに受け取ることができなかつた産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び循環資源利用促進税額
 - (4) 徴収の猶予を受けようとする税額及び期間
 - (5) その他参考となる事項
 - 3 法第15条の2の2から第15条の3まで及び第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項後段の規定による担保について、それぞれ準用する。
 - 4 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合には、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第11条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び循環資源利用促進税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した循環資源利用促進税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その循環資源利用促進税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条第1項の規定により徴収猶予をしているときその他その循環資源利用促進税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 循環資源利用促進税を受け取ることができなくなった事由及びその金額の明細又は徴収した循環資源利用促進税額を失った事由及びその金額の明細
- (3) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、第1項の規定により循環資源利用促進税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 知事は、第1項の申請があった場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付の手続等)

第12条 第6条ただし書の規定によって循環資源利用促進税を申告納付すべき者（以下「申告納税者」という。）は、次の表の左欄に掲げる期間における循環資源利用促進税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、循環資源利用促進税の課税標準、税額その他必要な事項を記載した納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。ただし、最終処分場における埋立処分を終了し、又は休止した場合は、その終了し、又は休止した日から1月以内に、その終了し、又は休止した日までにおいて納付すべき循環資源利用促進税について、申告納付しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

3 第1項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出)

第13条 申告納税者は、自ら設置する最終処分場へ産業廃棄物の搬入を開始する日前5日までに、最終処分場ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載した届出書により、知事に届け出なければならない。

- (1) 申告納税者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 最終処分場の名称及び所在地並びにその概要
- (3) 産業廃棄物の最終処分場への搬入を開始する日
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に変更があった場合又はその届出に係る最終処分場における埋立処分を終了し、若しくは休止した場合は、その変更があった日又はその終了し、若しくは休止した日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(更正及び決定に係る不足金額等の納入等)

第14条 特別徴収義務者及び申告納税者（以下「特別徴収義務者等」という。）は、法第733条の16第4項、第733条の18第7項又は第733条の19第5項の規定による循環資源利用促進税に係る更正又は決定の通知を受けた場合は、当該不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を、それぞれ当該通知書で指定する納期限までに、納入書又は納付書によって指定金融機関又は出納員に納入し、又は納付しなければならない。

(特別徴収義務者等の帳簿の記載義務等)

第15条 特別徴収義務者等は、帳簿を備え、規則で定めるところにより産業廃棄物の最終処分場への搬入に関する事実をこれに記載し、第8条及び第12条に規定する申告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第124条から第130条までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者等の帳簿の備付け、記載及び保存について準用する。

(賦課徴収)

第16条 循環資源利用促進税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び北海道税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2項中「(3)

狩猟税」とあるのは 「(3) 狩猟税」と、同条例第8条第1項中 「(12) 狩猟税」

とあるのは 「(12) 狩猟者の登録を受ける地（狩猟者の登録を受ける地が札幌市である場合にあつては、石狩振興局の所管区域内の地）」

と、同条例第13条第1項中「(13) 循環資源利用促進税」とあるのは 「(13) 循環資源利用促進税」と、同条例第13条第1項中「(13) 循環資源利用促進税」

20条の2中「この条例」とあるのは「この条例又は北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）」とする。

- 2 循環資源利用促進税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

注 平成30年4月1日から施行

（賦課徴収）

第16条 略

- 2 循環資源利用促進税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。

注 平成31年10月1日から施行

（賦課徴収）

第16条 循環資源利用促進税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び北海道税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2項中「(3) 狩猟税」とあるのは「(3) 狩猟税」と、同条例第8条第1項中「(ii) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける地（狩猟者の登録を受ける地が札幌市である場合にあっては、石狩振興局の所管区域内の地）」

「(ii) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける地（狩猟者の登録を受ける地がある場合にあっては、石狩振興局の所管区域内の地）」とあるのは

(2) 循環資源利用促進税 最終処分場の所在地

札幌市で

と、同条例第20条の2中「この条例」とあるのは「この条例又は北海道循環

資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）」とする。

2 略

注 平成30年4月1日から施行

（現行犯事件の臨検等を行うことができる間接地方税の指定）

第16条の2 循環資源利用促進税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。

（夜間執行の制限を受けない地方税の指定）

第16条の3 循環資源利用促進税は、地方税法施行令第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税であって条例で指定するものとする。

(減免)

第17条 知事は、申告納税者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者である場合において、必要があると認めるときは、循環資源利用促進税を減免する。

- 2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
 - (1) 申告納税者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 年度、期間及び税額
 - (3) 減免を受けようとする理由
 - (4) その他知事が必要と認める事項

(循環資源利用促進税の用途)

第18条 知事は、道に納入され、又は納付された循環資源利用促進税額に相当する額から循環資源利用促進税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年6月規則第91号で、同18年10月1日から施行。ただし、附則第5項から第7項までの規定は、同18年8月1日から施行)
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。
- 3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に産業廃棄物の最終処分場への搬入が開始されたものとみなして、第9条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「開始される日前5日」とあるのは、「開始された日後5日」とする。
- 4 施行日において現に自ら設置する最終処分場においてその処分を行うための産業廃棄物の搬入を行っている排出事業者については、施行日に当該最終処分場における産業廃棄物の搬入を開始したものとみなして、第13条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「開始する日前5日」とあるのは、「開始した日後5日」とする。
- 5 第9条第1項及び第2項の規定による特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、施行日前においても同条第1項及び第2項の規定の例により行うことができる。
- 6 第13条第1項の規定による自ら設置する最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出は、施行日前においても同項の規定の例により行うことができる。
- 7 第15条第2項において準用する北海道税条例第126条(同条例第129条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による帳簿の電磁的記録による備付け及び保存又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に係る承認の申請は、施行日前においても同項に

において準用する同条例第126条の規定の例により行うことができる。

- 8 施行日から平成19年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対する第5条の規定の適用については、同条中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

排出事業者（最終処分業者を除く。）が自ら設置する最終処分場においてその処分を行うための産業廃棄物の当該最終処分場への搬入（以下「自己処分のための搬入」という。）	1,000円	250円
自己処分のための搬入以外の産業廃棄物の最終処分場への搬入	1,000円	330円

- 9 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対する第5条の規定の適用については、同条中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

自己処分のための搬入	1,000円	500円
自己処分のための搬入以外の産業廃棄物の最終処分場への搬入	1,000円	660円

- 10 知事は、この条例の施行後5年を目途として、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用の推進状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。